

○農林水産省令第十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令
テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 （この省令の失効） 第二条 この省令は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	附 則 （この省令の失効） 第二条 この省令は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則
この省令は、令和二年四月一日から施行する。